

エネルギー価格高騰の中、売上向上を目指す  
展示会・見本市・品評会などへの出展費用を支援します！

## 【重点支援】

# 事業所販路拡大支援事業補助金

**NEW** 品評会に出展して  
新たな評価を獲得後  
売上向上を図る

物産イベントに参  
加し特産品をPR

自社で販売会を  
開催して新たな  
顧客獲得



対象者

市内に本社や主たる事業所を有する事業者

補助率等

補助率1/2

国内出展：補助上限額10万円

海外出展：補助上限額20万円

対象経費

### 1 国内出展

出展料、出展時用品レンタル料、会場借上料、  
商品運送料、展示装飾費、広告宣伝費、車両  
借上料（レンタカーに限る）

### 2 海外出展

上記のほか、渡航費、通訳雇用費

※消費税は対象外です。また、新幹線代などの交通費、  
宿泊費、ガソリン代も対象外です。

申請受付

令和8年4月1日～（申請が予算額に達するまで）

留意事項  
など

留意事項、申請方法、完了報告の詳細は  
裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】

十日町市役所 産業政策課 産業振興係

電話：025-757-3139 / Mail：t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp



区分	内容
留意事項	<p>①令和8年4月1日以降かつ交付決定通知日以降に実施する事業が対象です。また、申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を終了させていただきます。</p> <p>②同一年度内における申請は2回までとします。</p> <p>③令和9年2月28日までに補助事業の実施、支払いまで完了させ、事業内容のわかる成果物を市へ提出してください。</p> <p>④消費税は補助対象外となります。</p> <p>⑤他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では、複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますので、補助金を併用する場合は、事前に補助機関にご確認ください。</p>
補助金の申請方法	<p><b>事業を開始する前に、次の①～⑥を市役所産業政策課へ提出してください。</b></p> <p>①補助金交付申請書 ②事業実施計画書 ※ ①②については、十日町市ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>③市税の納税証明請求書（様式第50号の2） ※本庁税務課・支所地域振興課にて有料（350円）で発行します。</p> <p>④催事の内容がわかるチラシなどの写し ⑤主催者の発行する出展許可書や申込受理書などの写し ⑥対象経費がわかる見積書などの写し</p>
事業の完了報告	<p>事業完了後、次の①～④を市役所産業政策課へ提出してください。</p> <p>①補助金実績報告書兼請求書 ②事業完了報告書 ※ ①②については、十日町市ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>③対象経費の額がわかる請求書と領収書の写し ④催事の様子ที่わかる写真、来場者数、購入者数、売上表など</p>

詳しくは、



**十日町市事業所販路拡大支援事業補助金**

で検索してください。

令和8年4月1日版